第三百四十四条の次に次の一条を加える。

（株式等の範囲から除かれる公社債）

第三百四十四条の二　法第二百二十四条の三第二項第七号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める公社債は、租税特別措置法第四十一条の十二第七項（償還差益等に係る分離課税等）に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債とする。

第三百四十五条第六項中「前条の」を「第三百四十四条（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）の」に、「前条第一項」を「第三百四十四条第一項」に、「次条第三項」を「第三百四十五条第三項（交付金銭等の受領者の告知等）」に改める。

第三百四十六条の見出しを「（償還金等の受領者の告知等）」に改め、同条第一項中「第二百二十四条の三第四項」を「第二百二十四条の三第四項第一号」に改め、同項第一号中「法第二百二十四条の三第二項第五号に規定する株式等証券投資信託、同号に規定する非公社債等投資信託」を「投資信託」に、「株式等証券投資信託等」を「投資信託等」に改め、同項第二号中「第五十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第二項中「第二百二十四条の三第四項第一号」に改め、同項第一号中「第五十九条第一項の規定により」を「第五十八条第一項の規定により利子所得又は」に改め、同項第二号中「第五十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第四項中「株式等証券投資信託等」を「投資信託等の受益権、法第二百二十四条の三第四項第二号の社債的受益権若しくは公社債又は同項第三号に規定する分離利子公社債」に改め、「資産で」の下に「法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等若しくは」を加え、同条第六項中「株式等証券投資信託等の」を削る。

第三百五十三条を削り、第三百五十二条の四を第三百五十三条とし、第三百五十二条の三を第三百五十二条の四とし、第三百五十二条の二を第三百五十二条の三とし、第三百五十二条の次に次の一条を加える。

（償還金等の支払調書の提出範囲）

第三百五十二条の二　法第二百二十五条第一項第十一号（支払調書等）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第六十六条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五条第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合とする。

2　法第二百二十五条第一項第十一号に規定する政令で定める償還金等は、法第二百二十四条の三第二項第七号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に掲げる公社債のうち次に掲げるものに係る同条第四項に規定する償還金等とする。

一　割引の方法により発行されるもの

二　分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）

三　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）

四　利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十五条の改正規定及び次条の規定　平成二十七年六月一日

二　附則第五条の規定　平成二十七年一月一日

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十五条第二項（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する源泉徴収をすべき所得税及び改正法第一条の規定による改正前の所得税法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十五年六月一日以後に納付する場合について適用し、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を同日前に納付した場合については、なお従前の例による。

（投資信託等の収益の分配に係る収入金額に関する経過措置）

第三条　新令第五十八条第一項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）（利子所得に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同項に規定する投資信託等の同項に規定する信託の終了又は信託契約の一部の解約について適用する。

（信用取引等による株式又は公社債の取得価額に関する経過措置）

第四条　新令第百十九条（信用取引等による株式又は公社債の取得価額）の規定は、施行日以後に同条に規定する信用取引若しくは発行日取引又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イ（通則）に掲げる取引による公社債の売付けと買付けとによりこれらの取引の決済が行われる場合について適用する。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第五条　平成二十七年において生じた新法第二条第一項第二十五号（定義）に規定する純損失の金額がある場合における新法第百四十条第五項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第百四十一条第四項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときの新令第二百七十二条第二項（事業の廃止等に準ずる事実等）の規定の適用については、同項中「法第二編第三章第一節」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の法第二編第三章第一節」と、「これらの条」とあるのは「法第百四十条第五項又は第百四十一条第四項」と、「前条」とあるのは「改正法附則第六条（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）並びに前条」とする。

2　改正法附則第六条（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）の規定又は前項の規定の適用がある場合における新法第百四十二条第一項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の還付請求書の記載事項については、財務省令で定める。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第六条　新令第三百三十六条第五項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。